

平成 17 年 12 月 27 日
企業会計基準委員会

改正企業会計基準適用指針第 3 号
**「その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主
の会計処理」の公表**

公表にあたって

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、会社法（平成 17 年法律第 86 号）が公布されたこと等に伴い、当委員会が平成 14 年 2 月 21 日に公表した企業会計基準適用指針第 3 号「その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理」（以下「改正前適用指針」という。）について所要の改正を行うために検討してまいりましたが、平成 17 年 12 月 2 日の第 94 回企業会計基準委員会において、標記の企業会計基準適用指針（以下「改正適用指針」という。）を承認しましたので公表いたします。

改正適用指針につきましては、平成 17 年 9 月 7 日に公開草案を公表し、広くコメントの募集を行った後、当委員会において寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行った上で公表するに至ったものです。

改正適用指針の概要

改正適用指針は、会社法の公布等に伴って、改正前適用指針に所要の改正を行うものであり、主な改正点は以下に示すとおりです。

■ 会計処理

- 本適用指針では、株主がその他資本剰余金の処分による配当を受けた場合であっても、配当受領額を収益として計上することが明らかに合理的である場合は、受取配当金として収益計上できることとされている。

改正適用指針では、当該会計処理が適用できる場合の例示として、企業再編に関する会計基準の整備に応じ、投資先企業を結合当事企業とした企業再編が行われた場合の取扱い（投資先企業を結合当事企業とした企業再編が行われた場合において、結合後企業からの配当金に相当する留保利益が当該企業再編直前に投資先企業において存在し、当該留保利益を原資とするものと認められる配当（ただし、配当を受領した株主が、当該企業再編に関して投資先企業の株式の交換損益を認識していない場合に限る。）は収益として計上することができる。）を追加している。

- 配当を受領した株主が配当受領額を会計処理する際に、配当の原資がその他利益剰余金の処分によるものか、その他資本剰余金の処分によるものかが不明な場合が生じる可能性があるとの指摘がなされていた。このため、改正適用指針では、剰余金を配当する会社の対応として、取締役会等の会社の意思決定機関で定められた配当の原資を速やかに公表することが望ましい旨を追加している。

■ 適用時期

- 改正適用指針は、会社法施行日以後に認識される配当から適用する。

以 上